

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
13	農地中間管理事業に係る制度の見直し	農林水産省	1～11
27	マイナンバーによる情報連携の項目追加等について	厚生労働省	12～14



# 農地中間管理事業について

平成30年10月12日  
農林水産省

〔農地中間管理事業に関する提案事項に対する二次回答〕

再検討の視点	二次回答
<p>【総論】</p> <p>○ 「機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。</p> <p>【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化</p> <p>○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手續を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。</p> <p>○ 配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。</p>	<p>○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手續の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p>

再検討の視点	二次回答
<p>【2】 利用権の存続期間延長手続きの緩和</p> <p>○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続きを別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。</p>	<p>○ 配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逸するおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。</p>
<p>○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。</p>	<p>○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p>
<p>機構関連事業の実施に係る手続きを緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。</p> <p>【3】 農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止</p> <p>○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するためには業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。</p>	<p>○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p>

## 目標

○ 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現（農地の集積・集約化でコスト削減）

## 政策の展開方向

農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進）

農地中間管理機構（農地集積バンク）  
（都道府県に1つ）

- ① 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、遊休農地等について、農地中間管理機構が借受け
- ② 農地中間管理機構は、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して、貸付け
- ③ 農地中間管理機構は、当該農地について農地としての管理
- ④ 農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・遊休農地解消を推進

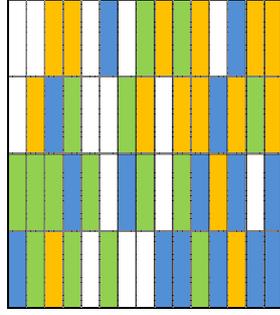
出し手

借受け

受け手

貸付け

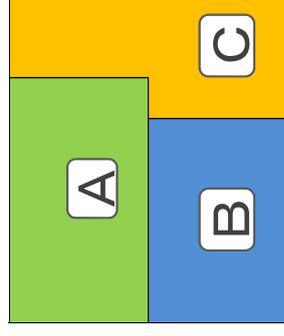
地域内の分散・錯綜した農地利用



農地の集約（イメージ）



担い手ごとに集約化した農地利用

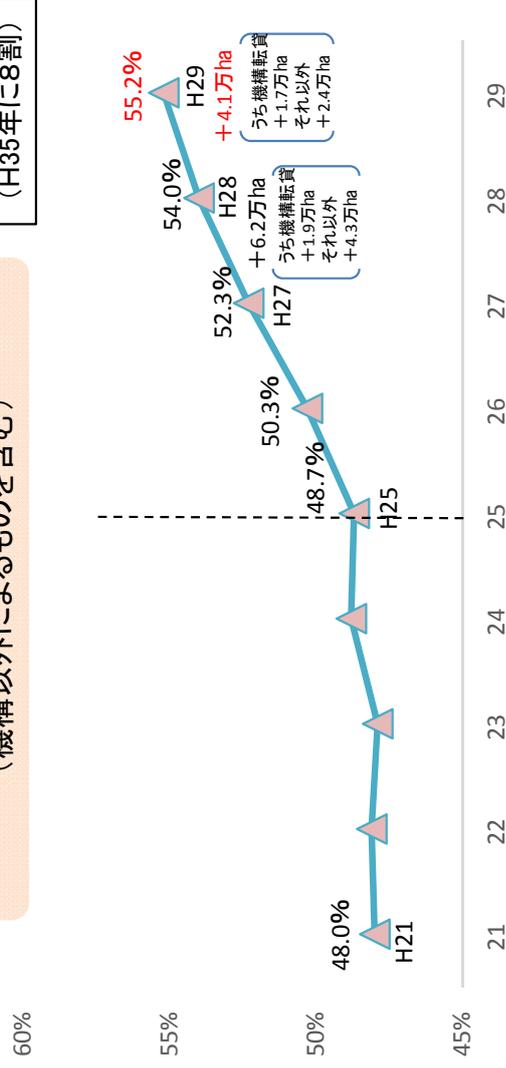


農地の集積・集約化でコスト削減

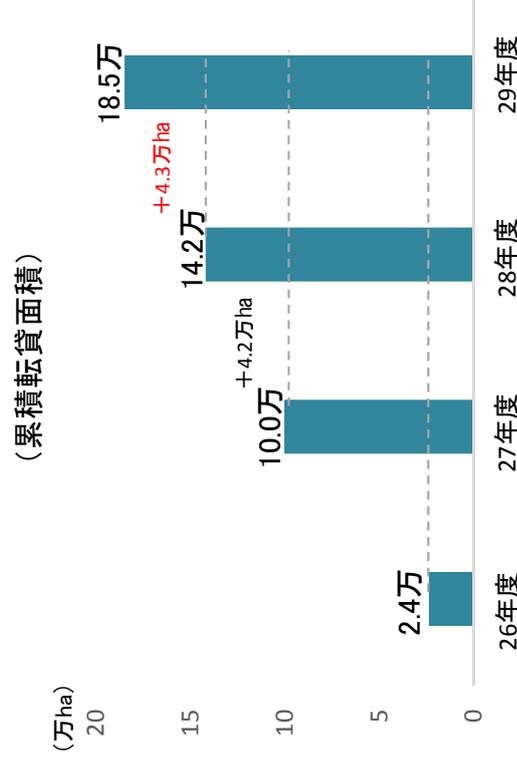
# 農地中間管理機構による農地集積の状況（平成29年度）

- 農地中間管理機構が活動を開始した平成26年度以降、担い手への農地の集積面積は再び上昇に転じ、**平成29年度は4.1万ha増加し、そのシェアは55.2%**となった。
- 平成35年の目標（担い手のシェア8割）の達成に向けて、**更なる加速化が必要**。
- このため、昨年度の土地改良法改正により創設された**農家負担のない農地整備事業**や、今国会での**基盤法改正**により措置された**所有者不明農地対策**など、**機構に関連して創設された制度の本格的な活用**を進める。
- また、**機構法の施行後5年後見直しの検討**の中で、
  - ① **煩雑で時間が掛かると言われている機構の手続の見直し**
  - ② **機構以外の農地集積手法の見直し**
 等を進める。

全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア  
(機構以外によるものを含む)



農地中間管理機構の取扱実績  
(累積転賃面積)



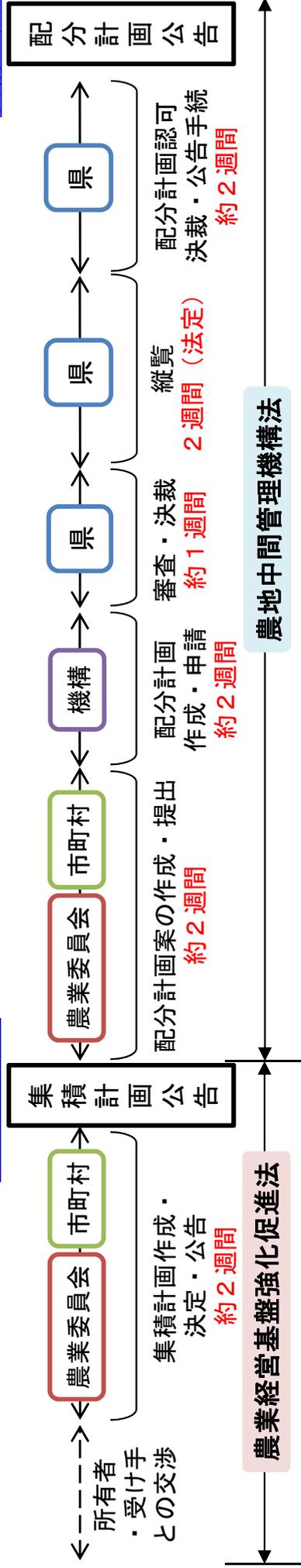
# 農地中間管理事業の手続・期間

- 農地中間管理事業においては、担い手の規模拡大が進み市町村の区域を超えて農業経営を行う者が増えてきていることを踏まえ、市町村の区域を超えた農地の貸借を一括して行うため、機構が貸借に係る計画を作成し、都道府県知事がそれを認可することにより貸借の効果が生ずることとしている。
- また、農地の貸付先を選ばれるか否かで借受希望者の規模拡大に影響があることを考慮し、貸付けに際して、利害関係人に2週間の意見書の提出の機会を与えるという手続を設けている。
- 機構から貸し付けた農地の貸借の期間の終了後は、その時点での状況に応じて再度貸付先を検討することが適切であることから、同一の者に貸し付ける場合でも、再度同様の手続を行うこととしている。

## 〔農地中間管理事業〕

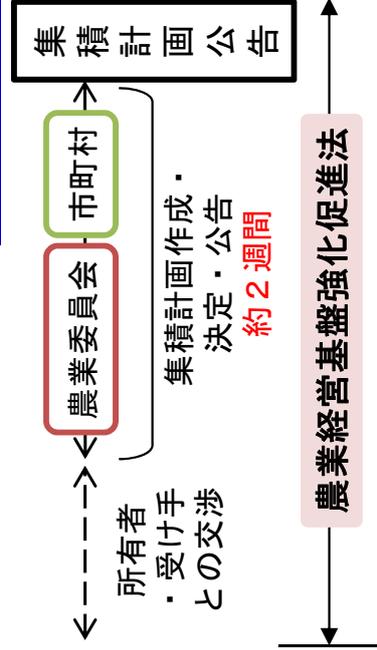
所有者→機構

機構→受け手



## 〔農地利用集積円滑化事業〕

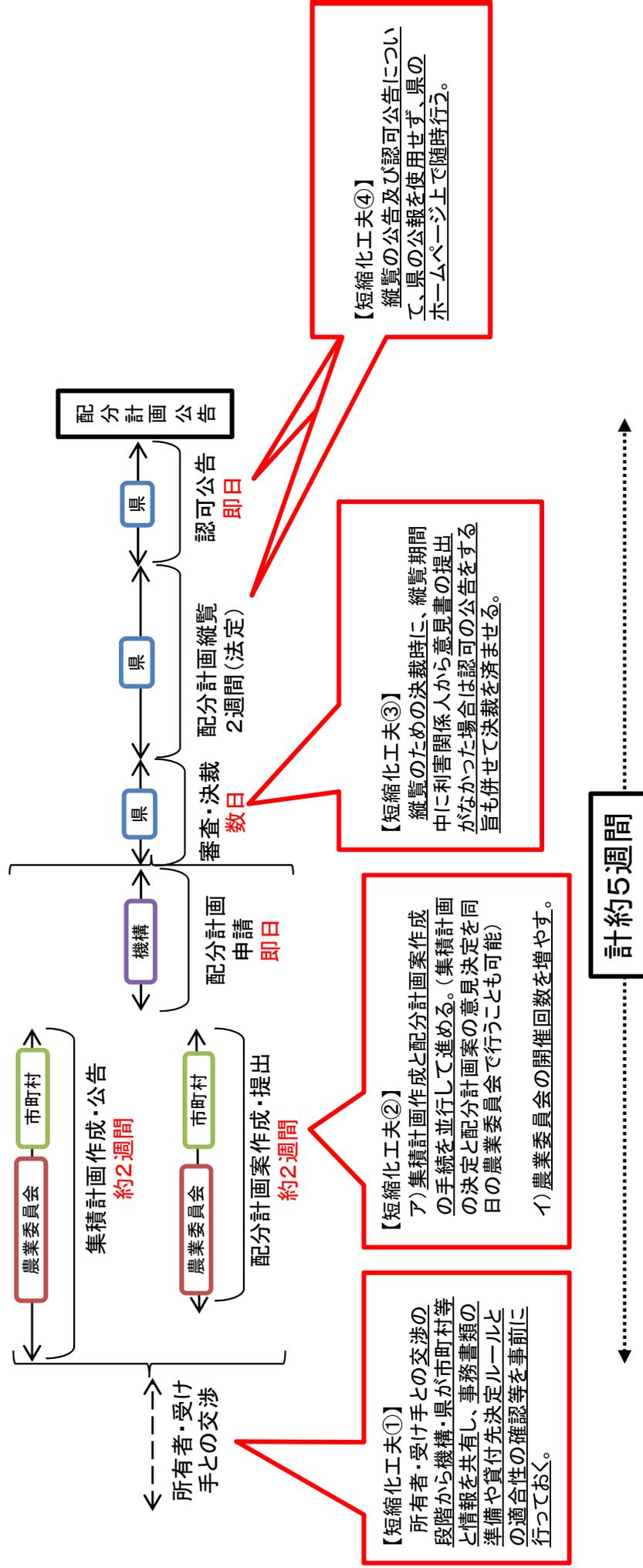
所有者→円滑化団体→受け手  
(一つの計画で権利設定)



# 農地中間管理事業の手續の短縮化に向けた取組

- 農地中間管理事業の手續の短縮化に向け、運用上の工夫を取りまとめ、各都道府県・農地中間管理機構に対して通知（平成27年12月・平成28年12月）。
- 機構から同一の農業者に再度同じ農地を貸し付ける場合や、農地所有適格人であることが農業委員会により確認されている法人に貸し付ける場合等に、配分計画の認可に際して、機構から都道府県知事に提出する書類の一部を省略することができるよう、省令を改正（平成30年7月施行）。

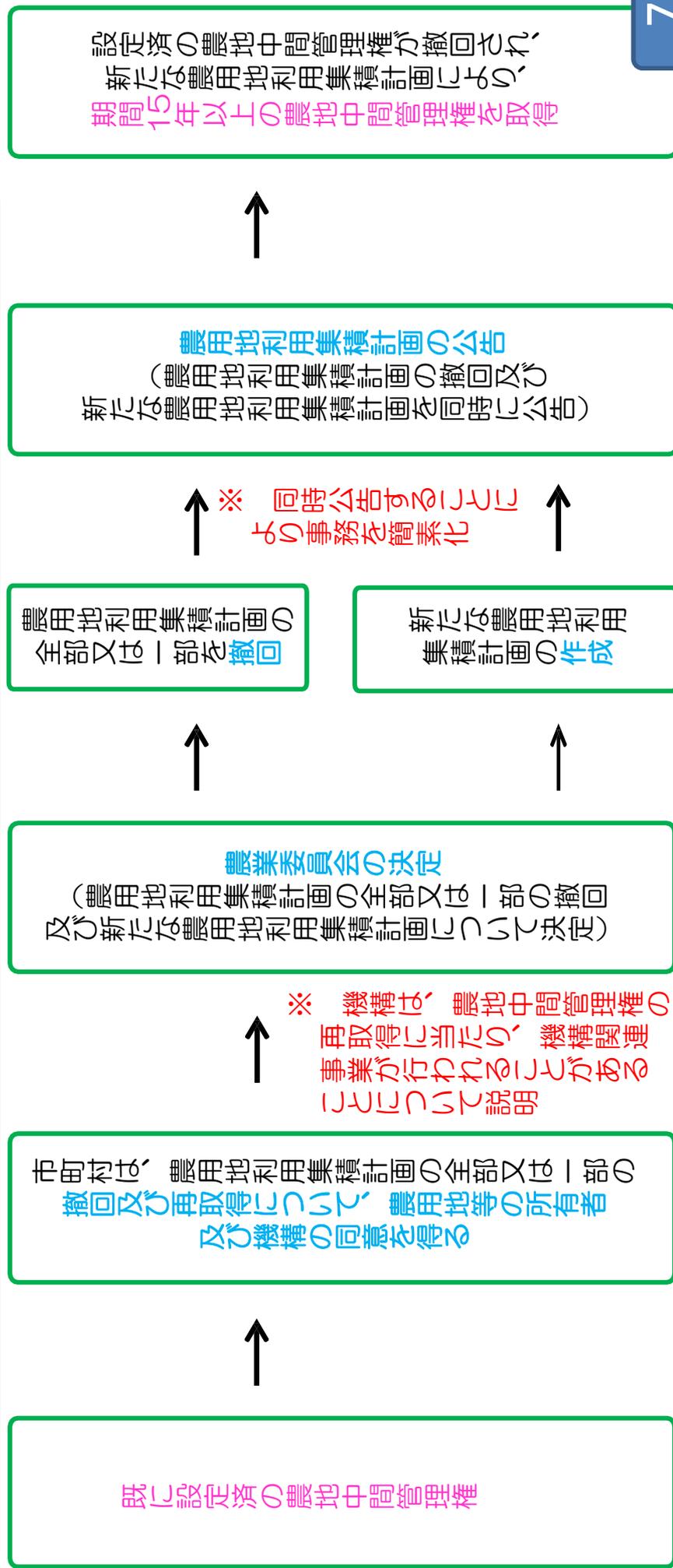
## ○ 手續期間短縮化の例（上記の通知において示したもの）



# 機構関連農地整備事業の実施に向けた手続の簡素化

- 平成29年の改正土地改良法により創設された機構関連農地整備事業は、農業者の申請、同意及び費用負担によらず行う土地改良事業である。
- この事業の創設に伴い、農地中間管理権の取得に当たってあらかじめ当該事業が行われることがあることについて機構から農地所有者に対して説明することとされた。改正土地改良法の施行（平成29年9月25日）後にその説明をした上で農地中間管理権を取得した農用地がこの事業の対象となっている。
- このため、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地については、一度解約し再取得することが必要となる。この手続について、個別に農地法に基づく合意解約手続を行うのではなく（農業委員会への通知が必要）、市町村による集積計画の撤回で対応することが可能である旨の解釈を示し、手続が簡素化されるよう、事務連絡を発出したところ（平成29年9月）。

## ○ 農地中間管理権の再取得の手続の簡素化の例（上記の通知において示したものの）



○ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（抄）  
（農用地利用配分計画）

第十八条 農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下この条及び第二十一条第一項において「賃借権の設定等」という。）を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 （略）

3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該農用地利用配分計画を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

4 （略）

5 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用配分計画の定めるところによって賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転する。

7 （略）

（計画案の提出等の協力）

第十九条 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。

2 農地中間管理機構は、前項の場合において必要があるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等（農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。）について、前条第一項及び第二項の規定の例により、同条第四項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。

3 市町村は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。

(業務の委託)

- 第二十二條 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画の決定その他農林水産省令で定める農地中間管理事業に係る業務を他の者に委託してはならない。
- 2 農地中間管理機構は、農地中間管理事業に係る業務(前項に規定する業務を除く。)の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 3 前二項の規定は、第十九条第一項又は第二項の規定による協力の求めには、適用しない。

附 則  
(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年を目的として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に關し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し(農地中間管理機構に対する賃料に係る助成の見直しを含む。)その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 (略)

○ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)(抄)

(農用地利用集積計画の作成)

第十八條 同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。

2~5 (略)

(農用地利用集積計画の公告)

第十九條 同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(公告の効果)

第二十條 前條の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

○ 土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）（抄）

附 則

第四条 第二条の規定による改正後の土地改良法（以下「新土地改良法」という。）第八十七条の三 第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項 に規定する農地中間管理権に係る農用地（土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以 下この条において同じ。）（新土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の 施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を 含む。）について適用する。

○生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について(平成26年6月30日社援保発0630第1厚生労働省社会・援護局保護課長通知)(抄)

(略)

【別紙】

○ 回答義務の対象となる情報に係る調査の実施について、調査項目、官公署等から保護の実施機関に提供される回答義務の対象となる情報(調査先から提供される情報)、調査先及び調査対象者を特定するために保護の実施機関等が官公署等に提供する情報(保護の実施機関等が提供する情報)については、以下のとおりとする。

なお、「収入の状況に関するもの」については、継続的に生計の一助となり、定期的に支払われる現金給付に限ることとし、一時金は除いている。

調査項目に係る根拠法		調査項目	調査先から提供される情報	調査先	保護の実施機関等が提供する情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【収入の状況に関するもの】					
調査項目に係る根拠法		調査項目	調査先から提供される情報	調査先	保護の実施機関等が提供する情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)	未支給の保険給付(3から14までに係るものに限る。)	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
3	労働者災害補償保険法	休業補償給付	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
4	労働者災害補償保険法	障害補償年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
5	労働者災害補償保険法	遺族補償年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
6	労働者災害補償保険法	傷病補償年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日

7	労働者災害補償保険法	休業給付	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
8	労働者災害補償保険法	障害年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
9	労働者災害補償保険法	遺族年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
10	労働者災害補償保険法	傷病年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
11	労働者災害補償保険法	障害補償年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
12	労働者災害補償保険法	遺族補償年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
13	労働者災害補償保険法	障害年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
14	労働者災害補償保険法	遺族年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局 労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日

# ご提案の情報連携を用いた所得区分の確認方法について

## ○事務の流れ(イメージ)

都道府県等は、各保険者に対して所得区分照会する申請者を連絡し、保険者は所得区分情報を保険者サーバーへ副本登録する。一定期間の後、都道府県等は情報連携により申請者の所得区分情報を入力する。

## ○メリット

- ・ 都道府県等は、更新申請からは保険者へ連絡することなく、すぐに所得区分情報を照会することができる。
- ・ 更新申請の際、都道府県等・保険者ともに郵送による事務負担の軽減及び処理期間の短縮を図ることができる。

## ○課題 ※保険者等と意見交換する中で整理

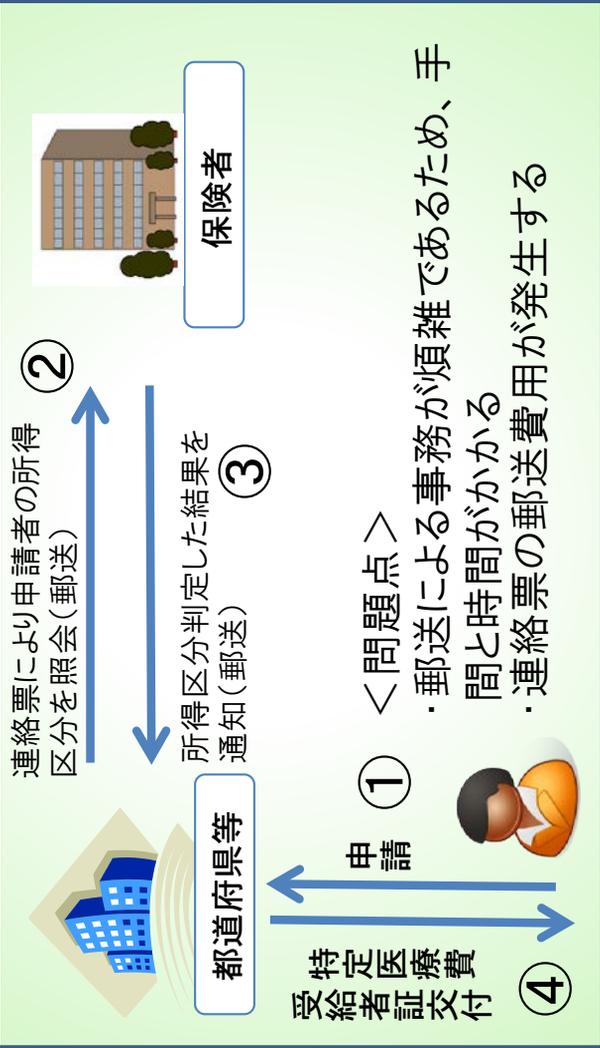
- ・ 各保険者及び自治体においては、中間サーバーのシステムや医療費助成システムの改修が必要となる。
- ・ 各保険者においては、中間サーバーへの所得区分情報の事前登録に要する事務負担が発生する。
- ・ 認定期間中に、支給認定者の所得区分が変更される場合があるため、都道府県等は定期的に所得区分の情報を照会する必要がある。

・ 新規申請においては、従来通り各保険者へ申請者の情報を連絡する必要がある。

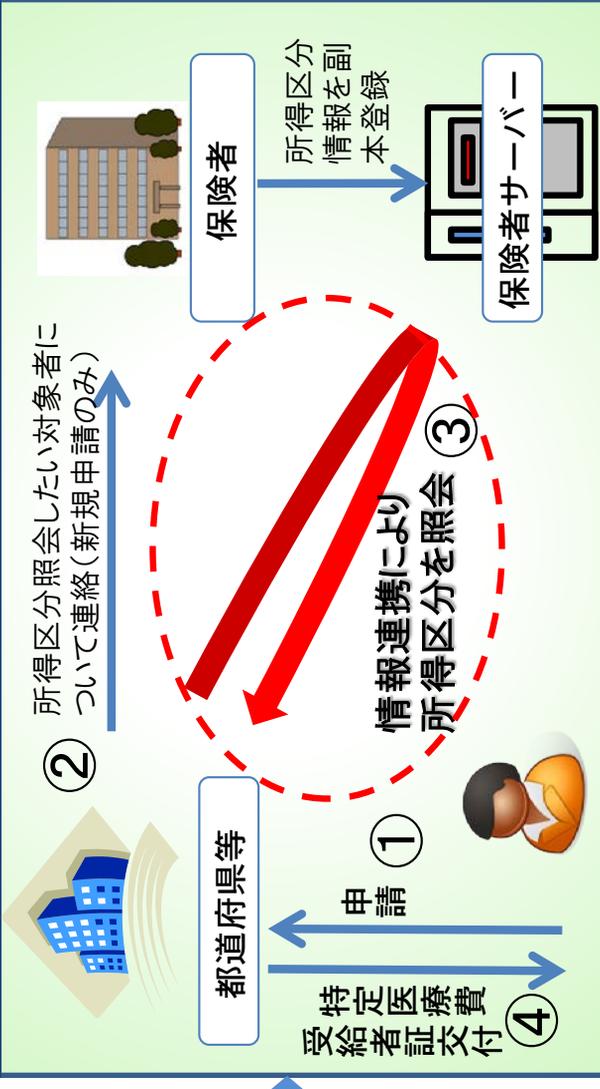
⇒

14

## 従来の照会方法



## 情報連携を用いる場合(提案イメージ)



※上記提案も含め、情報連携を用いない事務負担軽減策についても検討中